

平成28年

第4回市議会定例会 報告第3号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、訴えの提起を平成28年11月7日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成28年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

- 1 被告 住所 \* \* \* \* \*
- 氏名 \* \* \* \* \* (債務者)
- 2 請求額 1, 128, 600円
- 3 申立費用 7, 464円
- 4 支払督促申立日 平成28年9月15日 (※)
- 5 督促異議の申立日 平成28年10月31日
- 6 訴えの提起の専決処分の日 平成28年11月7日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。